

第3回日本アルコール産業株式会社設立委員会

議事次第

日時：平成18年3月14日（火）17：15～18：00

場所：虎ノ門パストラル本館8階 しらかばの間

1．開会

2．議事

（1）日本アルコール産業株式会社の定款案について

（2）創立総会に関する事項について

3．閉会

第 3 回日本アルコール産業株式会社設立委員会

配付資料一覧

資料 1 日本アルコール産業株式会社に対する現物出資について

資料 2 日本アルコール産業株式会社 定款（案）

資料 3 日本アルコール産業株式会社 創立総会議案書（案）

資料 4 日本アルコール産業株式会社 創立総会日程（案）

資料 1

日本アルコール産業株式会社に対する現物出資について

独法NEDOアルコール事業
見込貸借対照表（3勘定連結）
（平成18年3月31日）

流 動 資 産 30,552百万円
固 定 資 産 13,588百万円 (土地：簿価（独法移行時の評価）)
負 債 の 部 22,318百万円
政 府 出 資 金 18,798百万円
そ の 他 3,024百万円

（総資産 44,140百万円）

〔資産評価後貸借対照表〕

流 動 資 産 30,552百万円
固 定 資 産 12,826百万円 (土地：現在の価格で再評価)
負 債 の 部 22,318百万円
資 本 の 部 21,060百万円

（総資産 43,378百万円）

1株の発行価額→

1株の発行価額中資本に組み入れない額→

日本アルコール産業株式会社
見込開始貸借対照表
（平成18年4月1日）

流 動 資 産 30,552百万円
固 定 資 産 12,826百万円
負 債 の 部 22,318百万円
資 本 金 3,000百万円
資 本 準 備 金 18,060百万円

（総資産 43,378百万円）

出 資

資本の部
21,060百万円
設立時発行株数：6万株
(3,000百万円÷50千円)
発行株式総数：24万株
(設立時発行株数の4倍)

21,060百万円÷6万株=351千円/株

18,060百万円÷6万株=301千円/株

定 款（案）

日本アルコール産業株式会社

日本アルコール産業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、日本アルコール産業株式会社法により設立し、日本アルコール産業株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文で JAPAN ALCOHOL CORPORATION とする。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) アルコールの製造の事業

(2) その他以下に掲げる事業

イ アルコールの販売及び輸入の事業

ロ 肥料及び飼料並びにそれらの原料の製造及び販売の事業

ハ 食品及び化粧品の原料の製造及び販売の事業

ニ 除菌剤、防かび剤、日持向上剤等の製造及び販売の事業

ホ 調味料及び清涼飲料水の製造及び販売の事業

ヘ 化学物質の分析及び微生物の試験に関する受託の事業並びにアルコールの製造に関する技術を提供する事業

ト 不動産賃貸業

チ 倉庫業及び駐車場業

リ 屋外広告業

(3) 前2号の事業に附帯する事業

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(株式の総数)

第5条 本会社の発行する株式の総数は、24万株とする。

(基準日)

第 6 条 本会社は、毎年 3 月 3 1 日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第 7 条 本会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置くことができる。

2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会が定めて公告する。

(株式取扱規則)

第 8 条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行その他株式及び端株に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集及び開催地)

第 9 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。

(株主総会の議長)

第 10 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第 11 条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
ただし、法令又は本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。

2 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第12条 株主又はその法定代理人は、本会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。

2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第14条 本会社に、4名以内の取締役を置く。

（取締役の選任決議）

第15条 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、増員のため選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第17条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。

2 本会社には、副社長並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 前項の副社長、専務取締役及び常務取締役の選定については、第1項の規

定を準用する。

- 4 社長は、本会社を代表する。
- 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、本会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
- 6 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を総理する。
- 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその業務を行う。

（取締役会）

第18条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

- 2 社長に、事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 3 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役はその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
- 5 取締役会に関し必要な事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役会の決議方法）

第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

（取締役会の議事録）

第20条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（相談役及び顧問）

第21条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第22条 本会社に、4名以内の監査役を置く。

（監査役の選任決議）

第23条 第15条第1項の規定は、監査役の選任に準用する。

（監査役の任期）

第24条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第25条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。

（監査役会）

第26条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

3 監査役会に関し必要な事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

（監査役会の決議方法）

第27条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

（監査役会の議事録）

第28条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第6章 計算

（営業年度）

第29条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（利益配当金）

第30条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。

- 2 利益配当金が、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は、支払の義務を免れる。
- 3 利益配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

（中間配当金）

第31条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に中間配当金を支払うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当金に準用する。

附 則

（設立に際して発行する株式）

第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は6万株とし、1株の発行価額は351,000円とし、1株の発行価額中資本に組み入れない額は301,000円とする。

（設立の際の出資）

第2条 本会社の設立に際し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、日本アルコール産業株式会社法附則第7条の規定により、その財産のうち、同法附則第19条の規定による改正前のアルコール事業法第31条及び附則第2条に規定する業務に係るものを出資し、その価格は、21,060百万円とし、これに対し、6万株を割り当てる。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、それぞれ第16条第1項及び第24条第1項の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関

する定時株主総会終結の時までとする。

（設立費用）

第4条 本会社の負担すべき設立費用は、200万円以内とする。

日本アルコール産業株式会社

創立総会議案書（案）

第一号議案 創立に関する事項報告の件

第二号議案 定款承認の件

第三号議案 取締役及び監査役の選任の件

第四号議案 会計監査人の選任の件

第五号議案 役員報酬額決定の件

創立に関する事項報告の件

アルコール専売制度は、当時の緊迫した国際情勢のもと、石油に代わる軍需用液体燃料の自給が極めて強く要請されるといった状況などに鑑み、昭和 12 年に始まりました。戦後も、広範囲にわたる産業に不可欠な工業用アルコールの需要は多かったことから、酒税を課さない廉価で良質なアルコールを供給するため、国が直接供給管理を行うアルコール専売制度を維持してきました。なお、昭和 57 年 10 月に国のアルコール製造部門が新エネルギー総合開発機構、現在の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の前身に移管されています。

この専売制度が、戦後の経済成長を支え、日本の経済・社会の維持・発展を図る上で重要な役割を担ってきたことは周知の事実ですが、競争原理が働かないといった指摘や「民間にできることは民間に」という時代の要請等を踏まえ、平成 11 年 4 月 27 日に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」が閣議決定され、その中で、アルコール専売を廃止し、同機構アルコール製造部門の完全民営化を前提とした特殊会社の設立が決定されました。この閣議決定後、平成 13 年 4 月にアルコール事業法が施行し、アルコール専売法は廃止されましたが、アルコール専売制度の廃止に伴う激変緩和措置として、平成 18 年 3 月末までの 5 年間の暫定期間を設け、同機構がアルコールの一手購入販売制度を行ってきました。

そして、この暫定的な激変緩和措置を終了し、民営化を実現するために必要な「日本アルコール産業株式会社法案」が第 162 回通常国会に提出され、平成 17 年 4 月 20 日に公布、一部施行されました。来たる平成 18 年 4 月 1 日には、同法が全面施行されることになっております。

私ども日本アルコール産業株式会社の設立委員 4 名は、平成 17 年 12

月 15 日付けをもって経済産業大臣より任命され、発起人の職務を行うことを委嘱された後、速やかに設立委員会を開催し、会社設立に関する必要事項を慎重に審議するとともに、所要の手続を実行いたしました。

幸いにして、所要の手続を滞りなく終えることができ、本日、ここに創立総会の開催に至ったことは、誠にご同慶の至りでございます。

ここに創立に関する事項を報告いたしまして、日本アルコール産業株式会社法附則第六条第二項の規定に基づきまして株式引受人としての権利を行使される政府のご承認を求める次第であります。

1 庶務に関する事項

- (1) 平成 17 年 12 月 15 日、日本アルコール産業株式会社法附則第三条の規定に基づき、木村 福成他 3 名が設立委員に任命されました。
- (2) 平成 17 年 12 月 20 日、第 1 回設立委員会を開催し、設立委員会規則を決定し、同規則に基づき、設立委員の木村 福成を委員長に選任したほか、設立日程の概略と設立費用を決定いたしました。また、経済産業省から工業用アルコールの民営化と新会社の設立について、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール事業本部から日本アルコール産業株式会社の経営方針について説明を受けました。
- (3) 平成 18 年 2 月 15 日、第 2 回設立委員会を開催し、本会社の定款を審議しました。
- (4) 平成 18 年 3 月 14 日、第 3 回設立委員会を開催し、本会社の定款を決定するとともに、創立総会に付議する事項を決定いたしました。
- (5) 平成 18 年 3 月 ● 日、定款について経済産業大臣に認可申請を行い、同月 ● 日に認可を受けました。
- (6) 平成 18 年 3 月 ● 日、設立に際して発行する六万株につきまして、日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に割り当て、創

立総会招集の通知を発送いたしました。

2 株式について

本会社の設立に際して発行する株式の総数は、六万株であります。この全株式については、日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が引き受けることとされており、設立委員は、これを同機構に割り当てたものであります。

なお、同条第二項の規定に基づき、この割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使することとなっております。

また、同法附則第七条の規定により同機構が行う出資に係る給付は、同法附則第九条の規定に基づき、同法附則第十九条に規定するアルコール事業法の一部改正の施行の時、すなわち平成 18 年 4 月 1 日に行われるものであります。

3 設立費用について

本会社の負担に帰すべき設立費用は、定款附則第四条の規定により、金二百万円以内と定められておりますが、会社成立までの間の既支出額、債務確定額及び支出予定額は、総計金●円であります。

第二号議案

定款承認の件

ご承認いただく定款は、別紙のとおりであります。

取締役及び監査役の選任の件

創立総会において選任すべき取締役及び監査役は、取締役・名及び監査役・名としたいと存じます。

なお、その候補者氏名と現職等は、別紙のとおりであります。

会計監査人の選任の件

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第三条第四項の規定に基づき、創立総会において選任すべき会計監査人の候補者は、あずさ監査法人であります。

あずさ監査法人の概要

○ 名 称：あずさ監査法人

平成 16 年 1 月、朝日監査法人とあずさ監査法人が合併して設立された監査法人で、全国 45 カ所に約 3,400 名の人員を擁しております。

また、4 大国際会計事務所のひとつである KPMG のメンバーファームとして、148 カ国に広がるネットワークを擁しております。

○ 主たる事務所：東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号

○ 沿 革：平成 5 年 10 月

監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（平成 3 年 9 月設立）が合併し、朝日監査法人発足。

平成 15 年 2 月

新日本監査法人より KPMG の監査部門が独立し、あずさ監査法人設立。

平成 16 年 1 月

朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名あずさ監査法人として新発足。

○ 概 要：出資金 3, 2 2 0 百万円

人員構成

公認会計士 1, 6 3 7 名

会計士補 1, 1 1 2 名

その他 6 7 9 名

合計 3, 4 2 8 名

クライアント 5, 5 1 4 社

監査証明業務 4, 1 1 1 社

その他業務 1, 4 0 3 社

（平成 18 年 1 月 1 日現在）

役員報酬額決定の件

本会社は、役員に対して、以下のとおり報酬を支払うこととしたいと存じます。

- 1 取締役に対する報酬総額 年額 ●●円以内
- 2 監査役に対する報酬総額 年額 ●●円以内

なお、報酬の支払いを受ける役員の数、それぞれ取締役が●名、監査役が●名となります。

日本アルコール産業株式会社

創立総会日程（案）

日時：平成 18 年 3 月 28 日（火）午後 4 時～（約 1 時間程度）

場所：虎ノ門パストラル新館 6 階 ペーシュ
東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 番 1 号
電話 03-3432-7261